

放課後等デイサービスえーる 衛生管理・感染対策マニュアル

1 はじめに

放課後等デイサービスえーるは、多くの児童が利用し、集団での活動が多いことから、集団感染や感染症・食中毒などを起こさないよう、平時から衛生管理について十分に気をつけなければならない。細菌などが繁殖しやすくなる季節・天候の際は、特に配慮が必要である。日頃より衛生面について職員間で話し合い、意識化していくことが大切である。又、保護者や関係者等との連携を図りながら、児童に対する適切な指導に努めていく。

2 感染予防及び拡大防止対策

(1) 職員

- 出勤時及び外出後等は、手洗いとうがいを実施すること。
- 爪は短く切り、清潔に保つこと。
- せき・くしゃみなどの症状がある時には、感染の有無にかかわらずマスクを着用すること。
- 児童に接する前には手洗いと手指消毒(予備室に設置)を行うこと。特に食事支援(お菓子作り等も含む)の前は厳にこれを守ること。
- 体調不良及び風邪症状がある場合は、無理に出勤せず、管理者に連絡を行い、指示を仰ぐこと。また感染症(インフルエンザ・ノロウィルス等の学校感染症(※))が疑われる場合は、必ず管理者に連絡の上、医師の診断を受け、治療に専念をすること。出勤再開については、医師の判断のもと、管理者に経過を報告した上で出勤すること。
- 予防接種については、個人の自由とする。
- 管理者は感染症の把握に努めること。

(2) 環境整備その他

- こまめに清掃を行い、室内を清潔に保つこと。
- 扉、机、洗面所、トイレ、手摺など共有スペースや玩具などについては、定期的な除菌を実施すること。
- 児童が使用する食器類は、熱除菌等を実施すること。

- 二酸化炭素濃度計を参考にし、室内の換気を実施すること。
- 児童と一緒に掃除を行う機会を設け、衛生面生活面の支援を行うこと。

(3) 血液

- 感染対策で最も重要な対応は血液の取扱である。
- 小さな外傷や微少な鼻血でも、安易に取り扱わず、必ず必要な処置を行うこと。
- 使い捨て手袋・マスクを着用し、使用後は必ず感染物処理対応を行うこと。

(4) 下痢・嘔吐物の処理

- 下痢・嘔吐が見られた場合は、使い捨て手袋・マスクを用い、すべて袋に入れてしっかりと密閉し処理を行う。
- 使用した汚物タオルなどはすべて捨てること。
- 汚れた衣類については、保護者に報告の上で対処すること。
- 下痢・嘔吐は、乾燥すると飛散し感染拡大につながるため、処理したのち、床を十分に次亜塩素酸ナトリウム等で清掃し、換気すること。
- 送迎車内での嘔吐を想定し、車中には、ごみ袋、汚物タオル、ティッシュ、手袋をできるだけ用意しておくこと。
- 管理者は原因の把握に努めること。
- アルコールスプレーや石鹼については、一部の子どもが口にしてしまうことがあるため、気を付けて管理を行うこと。

(5) 子どもの感染予防及び拡大防止対策

- うがい・手洗い
来所時、外出後には、手洗いとうがいを徹底すること。うがいが困難な子どもについては、水分の摂取のみでも行うこと(水分摂取だけでも一定の効果あり)。おやつや食事時には、必ず手洗いを行うこと。
- ハンカチ・タオル
手洗い後、事業所内にある個々のタオルを使用すること。
- 健康チェック
風邪症状(連絡帳記載、学校担任より引き継ぎ、スタッフの判断、本人からの訴え等)が

見られた場合は必ず検温を実施する。その際、可能な子どもについては、マスク着用をしてもらう。検温38℃以上の場合は、保護者にお迎えを依頼する。またインフルエンザ注意報が発令されている期間については、来所後必ず検温を行い、37.5℃以上の場合は、保護者にお迎えを依頼する。

- 感染時(もしくはその疑いがある時)の対応

保護者より学校感染症(※)(インフルエンザやノロウィルス等も)に感染した(又は感染が強く疑われる場合も含む)と連絡を頂いた場合には、通所せず、通院し、医師の判断を仰ぐように伝え、利用をお断りする。

- 利用の再開について

上記感染症に罹患後、学校に登校をしていない児童については原則利用をお断りする。利用再開については、学校に登校していることを目安とする。長期休暇に罹患した場合においては、学校保健安全法に定める期間に準じ、(インフルエンザの場合、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで)利用をお断りする。

学級閉鎖・学部閉鎖に伴い、自宅待機している児童(インフルエンザに感染していない児童)については利用の推奨はしないが、事情により利用を希望される場合は、保護者と協議のもと、放課後の時間帯のみ利用可能とする。但し、自宅へのお迎えについては要検討とする。

- その他

子どもの体調及びその後の対応、保護者との調整については、ケース記録又は電話メール対応記録・日誌等に記入すること。

3 その他

利用者の学校感染症の罹患状況については、保護者(子ども)より問い合わせがあれば、感染状況は伝えるが、「誰が感染したのか?」などの個人の情報は伝えない。

※学校感染症について

主な感染症について別紙(主な学校感染症一覧表)を参照。

文中のノロウィルスは感染性胃腸炎に入る。

※感染症及び食中毒の発生等の重大なものは、速やかに県、市町村、医療機関に報告するものとする。又、事故報告書を作成し、県や市町村に提出する。